

埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条において準用する職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）第11条の規定に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 施設業務手当

(2) 廃棄物検査手当

(施設業務手当)

第3条 施設業務手当は、職員がごみ焼却及び資源化プラント内の危険箇所への立入りをした日1日につき300円を支給する。

(廃棄物検査手当)

第4条 廃棄物検査手当は、職員が搬入された廃棄物の展開検査に従事した日1日につき300円を支給する。

(支給日)

第5条 特殊勤務手当は、当月の給料期間の分を翌月の給料の支給日に支給する。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月5日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月27日条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年8月7日条例第3号）

この条例は、昭和 6 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年 8 月 4 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 2 月 2 5 日条例第 7 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 1 1 月 2 5 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 5 年 2 月 1 0 日条例第 4 号）

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 2 月 5 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第 3 条の規定の適用については、同条中「3 0 0 円以内」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで	1, 0 0 0 円以内
平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで	6 0 0 円以内

附 則（令和 5 年 2 月 1 5 日条例第 6 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。